

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

### 2.1 計画対象区間及び計画対象期間

○河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。

○河川整備計画対象期間は、概ね 20 年とします。

### 2.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関しては、近年において浸水被害が繰り返し発生している、本村川（上甲立地区、浅塚地区）、大土川（高田原地区、寺上地区）、江の川（壬生地区、川東地区、川西地区、川戸地区、新庄地区、大朝地区）、志路原川（有間地区、春木地区、蔵迫地区）、において、平成 11 年 6 月洪水相当の洪水を安全に流下させることにより、集落地における家屋浸水被害を解消することとします。

多治比川においては、年超過確率 1/30 程度の規模の洪水に対して安全に流下できるようにするとともに、令和 3 年 8 月洪水に対して、浸水被害を防止することとします。

流域全体で災害リスクを低減するよう、県が行う河川整備や維持管理に加え、沿川の背後地において市町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図るほか、デジタル技術を活用した水害リスク情報の充実や警戒避難体制の強化、地域の持続性を踏まえた土地利用規制や立地の誘導など、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進します。

### 2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

比較的良好な現状の流況を確保することにより、農業用水、上水道、発電用水などの水利用や動植物の生息・生育環境の保全など、流水の正常な機能の維持に努めます。

また、水質環境基準の達成状況を踏まえ必要に応じて環境調査等を実施するほか、河川愛護に関する理解を広めることに努めます。また、異常渇水時には河川パトロールや利水者等関係機関から聞き取りを行い渇水の状況を把握するとともに、流況の悪化時には、利水者に対する節水協力要請や地域住民に対する節水の呼びかけを行い関係機関への情報提供を行うなど円滑な渇水調整に努めます。

## 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

瀬・淵や河岸など、現状の多様な河道形態を極力維持することにより、オオサンショウウオのほか、アユ、ヤマメ、ウグイ、ゴギ、オヤニラミ、ミズソバ、ツルヨシなどの動植物の生息・生育環境の保全に努めます。また、河川周辺の唯称庵跡のカエデ林、五龍城跡などの天然記念物や史跡の保全に努めます。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。水質については、関係機関と協力し、現在の良好な状況を維持するよう努めます。

さらに、緩傾斜護岸や階段の設置により親水性の高い水辺空間の整備に努めるとともに、地域住民のコミュニティ活動やレクリエーションの拠点としての河川空間利用を可能とするため、関係機関と連携し、街づくりと一体になった河川空間整備について検討します。